梼原町不妊に悩む方への治療費等助成事業実施要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、不妊で悩む夫婦の経済的負担の軽減を図るため、不妊治療を受けている夫婦に対し助成金を交付することに関し、梼原町補助金等交付に関する規則（昭和62年３月30日規則第４号 以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（目的）

第２条　この要綱は、少子化対策の一環として、子どもを生み育てやすい環境づくりを推進するため、梼原町の不妊に悩む方への治療等に必要な経費の一部を助成することにより、その経済的負担の軽減と、安心して子どもを産むことのできる環境を確保することを目的とする。

（定義）

第３条　この要綱において「不妊治療等」とは、次の各号に掲げる一般不妊治療、男性不妊治療、人工授精、体外受精及び顕微授精をいう。

(1) 一般不妊治療とは、医療保険各法の規定による不妊治療（診断のための検査や治療効果を確認するための検査等治療の一環として実施される検査を含む。）行為をいう。

(2) 男性不妊治療とは、特定不妊治療（体外受精及び顕微授精）に至る過程の一環として行われる精巣内精子生検採取法（ＴＥＳＥ）、精巣上体内精子吸引採取法（ＭＥＳＡ）、その他精子を精巣又は精巣上体から採取するための手術等（保険外診療に限る）をいう。

(3) 人工授精とは、医療保険が適用されない不妊治療のうち、排卵日に精子を医学的な方法で子宮に注入する治療行為をいう。

(4) 体外受精とは、通常は体内で行われる卵子と精子の受精を体の外で行い、受精、分割した卵を子宮内に移植する治療行為を言い、顕微授精とは授精に顕微鏡を使う体外授精をいう。

(5) 第３号及び第４号においては、次の(ｱ)から(ｳ)に掲げる治療法は助成の対象としない。

(ｱ) 夫婦以外の第三者からの精子・卵子・胚の提供による治療

(ｲ) 代理母（妻が卵巣と子宮を摘出したことなどにより、妻の卵子が使用できず、かつ、妻が妊娠できない場合に、夫の精子と妻以外の第三者の卵子を授精させて、当該第三者が妻の代わりに妊娠・出産するもの）

(ｳ) 代理懐胎（夫婦の精子と卵子は使用できるが、子宮摘出等により、

妻が妊娠できない場合に、夫の精子と妻の卵子を体外受精して得た胚を妻以外の第三者の子宮に注入して、当該第三者が妻の代わりに妊娠・出産するもの)

2　この要綱において「医療保険各法」とは、次の各号に掲げる法律をいう。

(1) 健康保険法(大正 11 年法律第 70 号)

(2) 船員保険法(昭和 14 年法律第 73 号)

(3) 私立学校教職員共済法(昭和 28 年法律第 245 号)

(4) 国家公務員共済組合法(昭和 33 年法律第 128 号)

(5) 地方公務員等共済組合法(昭和 37 年法律第 152 号)

(6) 国民健康保険法(昭和 33 年法律第 192 号)

(対象者)

第 4 条　本事業の対象となる者は、治療等を受けた日及び申請日において、次のいずれにも該当する者をいう。ただし、人工授精については、第 4 号の規定を除く。

(1) 法律上の婚姻をしている夫婦

(2) 夫婦のいずれか一方が梼原町に住民登録があり、かつ居住している者

(3) 夫婦のいずれも町税及び公共料金の滞納がない者

(4) 夫婦が医療保険各法の規定に基づく被保険者、組合員又は被扶養者である者

(5) 他の自治体において同一の助成(高知県が実施する高知県不妊に悩む方への特定治療支援事業(以下「支援事業」という。)の助成を除く。)を受けていない者、又は受ける見込みのない者

(6) 夫及び妻の前年の所得(児童手当法施行令(昭和 46 年政令第 281 号)第 2 条に規定する所得について、同令第 3 条に規定する計算方法により算出した額をいう。以下同じ。)の合計額(1 月から 5 月までの申請については前々年の所得の合計額をいう。)が 730 万円未満である者

2　体外受精及び顕微授精(以下「特定不妊治療」という。)、男性不妊治療に要する費用の助成を受けることができる者は、前項各号のいずれにも該当し、かつ、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 支援事業の助成を受けている者、又は受けていた者

(2) 転入者で高知市や県外等で「特定不妊治療費助成金」を受けたことがある者はその実績回数が 6 回に満たない者

(3) 前号に掲げるもののほか、町長が必要と認めた者

3　前項の規定に関わらず、高知県やその他の自治体が実施する不妊治療等の対象者で、かつ対象者が負担すべき不妊治療等の経費の全額が助成される場合は、本事業の対象としない。

（助成額及び期間）

第５条　対象者が不妊治療等を受けた日の属する年度ごとに、一般不妊治療については対象経費の９割を限度に、人工授精の場合は人工授精に要する費用として対象者が負担すべき額のうち９割を限度（但し、支払った額に９割を乗じた額に端数が生じた場合は 1,000 円未満を切り捨てる）に助成する。

２　一般不妊治療及び人工授精は、通算５年間を限度として助成する。ただし、３年目以降は、医師が必要と判断し、２年を超えて一般不妊治療を受けた対象者に限る。

３　特定不妊治療、男性不妊治療は、特定不妊治療、男性不妊治療に要する費用として対象者が負担すべき額のうち９割を限度（但し、支払った額に９割を乗じた額に端数が生じた場合は 1,000 円未満を切り捨てる）として助成する。

４　特定不妊治療に要する費用の助成を受けることができる回数は通算６回とする。県外及び他の自治体において、平成 28 年４月１日までに助成を受けた者は、通算年度が５年に達しておらず、通算助成回数が６回未満の場合は、年間助成回数及び通算期間に制限なく、通算助成回数６回までを助成の回数とする。

５　医療保険各法の規定による医療に関する給付が行われる一般不妊治療は、証明書作成のための文書料、入院にかかる食事代等は助成対象外とする。

６　医療保険各法の規定による医療に関する給付が行われない人工授精及び特定不妊治療等については、証明書作成のための文書料、入院費、食事代、凍結保存にかかる管理料等は助成対象外とする。

（申請）

第６条　この要綱により、不妊治療費等の助成を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、不妊治療費等助成事業申請書兼請求書（以下「申請書」という。）（別記第１号様式）を、町長に提出するものとする。

２　前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、人工授精及び特定不妊治療については第６号の規定は除くことができる。

(1)　不妊治療費等助成事業医療機関等証明書（別記第２号様式）（特定不妊治療費助成申請の場合、高知県知事に提出する「特定不妊治療費助成事業受診等証明書」の写しが提出できる場合は、この証明書に代えることができる。）

(2) 戸籍上の夫婦であることを証明できる書類(申請日より 3 ヶ月以内に発行されたもの。)
(3) 児童手当法施行令による控除が確認できる所得証明書
(4) 住民票など住所を確認できるもの。ただし、町長が申請者の住民基本台帳を閲覧することに申請者が同意した場合には、添付を省略することができる。
(5) 不妊治療等に要した費用の領収書(「支援事業」のため原本を提出する場合は、写しを提出すること。)
(6) 被保険者証のコピー
(7) 特定不妊治療費助成決定通知書の写し(特定不妊治療費助成申請の場合のみ。)

3 前項の申請書は、原則として不妊治療等を受けた日の属する年度の末日までに提出するものとする。ただし、特定不妊治療に限り、申請の期限を特定不妊治療費助成決定通知書に記載されている交付決定日から3か月以内とし、申請日の属する年度で助成することとする。

4 町長は、前項の申請書を受理した場合において、速やかにその内容の審査を行い助成金の給付を決定したときは、申請者に不妊治療費等助成事業承認決定通知書（別記第 3 号様式）により通知する。ただし、当該申請をしたものが、椿原町の事務及び事業における暴力団の排除に関する規則（平成 24 年規則第 24 号）第 2 条第 5 号に規定する排除措置対象者に該当すると認められるときは、補助金等の交付の対象としない。

5 町長は、不妊治療費等助成事業承認決定通知書(別記第 3 号様式)による通知を受けた者から再度申請があった場合において、当該年度に限り、同条第 2 項第 3 号及び第 4 号の添付を省略させることができる。

6 町長は、同条第 1 項及び第 2 項の申請書を受理した場合において、その内容の審査を行い、助成金の給付を行わないことを決定したときは、不妊治療費等助成事業不承認決定通知書（別記第 4 号様式）により申請者に通知する。

7 町長は、本事業の適正な執行を管理するため、不妊治療費等助成事業台帳（別記第 5 号様式）を備えるものとする。

(実施医療機関の指定等)

第 7 条　人工授精及び特定不妊治療等の実施医療機関の指定は、「支援事業」実施要綱第 10 条に規定する医療機関とする。

(不妊治療費等の返還等)

第 8 条　町長は、偽り、その他不正な手段により不妊治療費等の助成を受けた者

があるときは、その者から、助成金の全部又は一部について返還を命ずるものとする。また、治療期間中のみ檮原町に住所を置くなど悪質な行為があったと認められる場合も同様とする。

（その他）

第９条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、町長が別に定める。

附　則

（施行期日）

この要綱は、平成28年　4月　1日から施行する。

この要綱は、平成30年　4月　1日から施行する。